

(添付 1)
令和 6 年 4 月 11 日

各 支部長 様

(一社) 日本労働安全衛生コンサルタント会
専務理事 田中正晴

SAFE コンソーシアムにおける SAFE 推進アドバイザー団体としての活動等について

厚生労働省では、多様化する職場における労働災害に歯止めをかけるため、全てのステークホルダーが一丸となって安全衛生水準の向上に取り組む機運を醸成すること等を目的として、「従業員の幸せのための Safer Action for Employees (SAFE) コンソーシアム」(以下「SAFE コンソーシアム」といいます。) を展開しています。

この SAFE コンソーシアムの仕組みの中に、事業場における安全衛生水準の向上に取り組む団体等が SAFE 推進アドバイザー団体となり、その会員は SAFE 推進アドバイザーの名称を用いて事業場等への助言等を行うことができます。

当会は、この SAFE 推進アドバイザー団体として位置づけられたことから、当会からリストアップされた会員は SAFE 推進アドバイザーの名称を使用しての業務が可能となります。

つきましては、SAFE コンソーシアム及び SAFE 推進アドバイザー団体に関する情報について、支部会員への周知をよろしくお願ひいたします。

なお、当面は「事業者の求めに応じて、コンサルタントとしての活動が十分にできることを前提」としている「専門事項掲載者名簿」の提供を予定しているところです。

別添 SAFE コンソーシアムウェブサイトにおける SAFE 推進アドバイザー団体・SAFE 推進アドバイザーの掲示案を参照

おって、SAFE コンソーシアムの展開の一環で、都道府県労働局ごとに SAFE 協議会等を設けて、小売業及び介護施設の労働災害防止対策を推進していますが、所轄の労働局・労働基準監督署等から当該協議会等への協力依頼等には積極的に協力いただきますよう併せてお願ひいたします。

SAFE 推進アドバイザーについての詳細は次の URL を参照のこと

<https://safeconsortium.mhlw.go.jp/>

* Ctrl キーを押しながらクリックしてください。